

(その他)

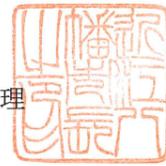
第14条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書8通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 近江八幡市長

小西 理



乙 株式会社日吉代表取締役

村田 弘司



八日市清掃株式会社代表取締役

今宿 幸男



有限会社スギモト代表取締役

林 和広



有限会社湖東衛生社代表取締役

高村 隆



クリーンぬのびき広域事業協同組合代表理事

高村 真弥



株式会社滋賀衛研代表取締役

橋本 敦子



丙 滋賀県環境整備事業協同組合理事長

権田 五雄



災害及び感染症発生時における
一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定書

近江八幡市

株式会社日吉

八日市清掃株式会社

有限会社スギモト

有限会社湖東衛生社

クリーンぬのびき広域事業協同組合

株式会社滋賀衛研

滋賀県環境整備事業協同組合

災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定書

近江八幡市（以下「甲」という。）、株式会社日吉、八日市清掃株式会社、有限会社スギモト、有限会社湖東衛生社、クリーンぬのびき広域事業協同組合及び株式会社滋賀衛研（以下「乙」という。）並びに滋賀県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）は、災害及び感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害及び感染症の発生により近江八幡市内の一般廃棄物の収集運搬等に支障が生じた場合（以下「災害等緊急時」という。）における甲、乙及び丙間の支援業務に関する基本的事項を定めることにより、一般廃棄物の収集運搬等を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。
- （2） 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に掲げる感染症をいう。

（支援業務）

第3条 乙及び丙は、災害等緊急時において、甲の要請に基づき一般廃棄物の収集運搬等の業務について、可能な範囲で支援するものとする。

2 支援の内容及び方法については、必要に応じて相互が協議の上、決定するものとする。

（乙への支援要請）

第4条 甲は、災害等緊急時に乙の支援を必要とするときは、文書により乙に支援要請をするものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により要請し、事後、速やかに文書により要請する。

（丙への支援要請）

第5条 甲は、乙による第3条に規定する業務の履行が困難な場合は、丙に支援要請を行い、丙は支援要請に基づき当該業務を履行するものとする。

- 2 支援の要請については、前条に準じて行うものとする。
- 3 乙において業務履行が可能になった際は、甲、乙及び丙が協議の上、丙は支援業務を終了するものとする。

（実施報告）

第6条 乙及び丙は、第4条及び第5条に規定する要請に基づき災害等緊急時の一般廃棄物の収集運搬等を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

（災害発生時における支援の経費負担）

第7条 乙及び丙は、第4条及び第5条に規定する要請に基づき実施した支援業務に係る費用について、支援業務を開始した日から7日間については原則求めないものとする。ただし、平時に甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という。）については各契約に基づき支払うものとする。

2 甲は、前項に定める期間以降の支援に要した費用については、その額等は災害発生時の直前における適正な価格を基準として乙又は丙と協議の上、決定するものとする。

（感染症発生時における支援の経費負担）

第8条 感染症の影響により、乙の委託業務の履行に支障が生じた場合は、丙が乙の委託業務を支援することにより、甲は委託業務契約に基づく委託料を乙に支払うこととし、丙は甲に対し支援業務に係る経費は求めないものとする。

2 甲は、前項に定める委託業務以外の支援に要した費用については、その額等は感染症発生時の直前における適正な価格を基準として丙と協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第9条 乙及び丙は、甲の責めに帰さない事由により、災害等緊急時の一般廃棄物の収集運搬等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づいて災害等緊急時の一般廃棄物の収集運搬等に従事した乙及び丙の組合員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

（連絡窓口）

第11条 甲、乙及び丙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれ担当部署及び担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

（支援調整）

第12条 複数市町にまたがり災害が発生した場合や感染症により滋賀県との協議が必要な場合は、甲及び丙は滋賀県へそれぞれの状況報告を行い、滋賀県と丙が締結した「災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書」に基づき支援調整に入るものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲、乙又は丙のいずれかから書面による協定の解除又は変更の申出が無い限り、同内容をもって更に一年間有効期間を延長するものとし、以後についても同様とする。